

文化庁京都移転に係るシンポジウム開催業務 公募型プロポーザル 募集要領

1 趣旨

文化庁の京都移転について、その意義（地方創生、東京一極集中是正等）を分かりやすく伝え、機運を醸成するため、京都府、京都市及び京都商工会議所が共同して文化庁の京都移転に係るシンポジウムを実施し、新たな文化行政の推進を広く全国に発信する。本シンポジウムをより効果的に実施するため、企画運業者の公募型プロポーザルを実施する。

2 提案書を募集する業務概要

(1) 業務名

文化庁京都移転に係るシンポジウム開催業務

(2) 業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日まで

(4) 委託予定上限額

5,995,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、京都市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札及び京都市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（1号館5階）
京都府政策企画部文化庁移転準備室
電話 (075)414-4320 FAX (075)414-4389
電子メール：bunkacho@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

平成29年6月15日から平成29年7月14日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/proposal/h28.html>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：平成29年7月14日正午まで

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで

5 事前説明会

(1) 開催日時：平成29年6月23日午後2時から（1時間程度の予定）

(2) 開催場所：京都府自治会館2階役員会議室

（京都市上京区西洞院通下立売上ル）

(3) 申込方法：申込期限までに文化庁移転準備室宛て電話等にて申込を行うこと。

(4) 申込期限：平成29年6月22日午後5時まで

6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日から平成29年6月27日午後5時（必着）まで

(2) 質疑方法：FAX、電子メール（FAXの場合は、電話連絡のこと。）にて、4の(1)へ提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「文化庁京都移転に係るシンポジウム開催業務委託に関する質問」とする

こと。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：平成 29 年 6 月 30 日

(5) 回答方法：質問への回答は京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/proposal/h28.html>) に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 企画提案書の作成方法

別紙 1 「企画提案応募提出書類一覧」のとおり。

(2) 提出された応募書類の取扱

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙 2 「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で参考見積書を再作成し、再提出された参考見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本募集要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当室において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を契約と同時に京都府及び京都市それぞれに納付しなければならない。ただし、京都府においては、京都府会計規則第159条2項のいずれかの号に該当する場合、市においては、京都市契約事務規則第30条のいずれかの号に該当する場合、契約保証金は免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。